

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第46号
事故等種類	衝突
発生日時	平成27年4月26日 10時30分ごろ
発生場所	長崎県南島原市布津漁港潮入崎地区東方沖約200～300m (概位 北緯32°42' 東経130°21')
事故等調査の経過	平成27年6月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 凧、5トン未満（長さ4.32m） 292-10075長崎、個人所有 B ゴムボート（船名なし）、全長2.75m なし、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 操縦者B、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	A なし B 左舷側に擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗組み、知人1人を乗せ、南島原市大崎鼻東方沖での釣りを終えて係留地の潮入崎地区に向け、同地区東方沖を約5ノットの対地速力で航行中、平成27年4月26日10時30分ごろA船の左舷船首部とB船の左舷側とが衝突した。 B船は、操縦者Bが1人で乗船し、潮入地区東方沖で船首を南東方に向け、釣りをして錨泊中、A船と衝突した。 両船は、それぞれ自力で潮入崎地区に入港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.8m、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、船外機の右舷側に座り、前方を向いて操船していたが、衝突するまでB船の存在に気付かなかった。 潮入地区の沖には、わかめ養殖施設が設置されており、B船は同施設に近接する場所で錨泊していた。 船長Aは、B船に気付かなかったのは、わかめ養殖施設に取り付けられた多数の浮子が黄色、橙色などで、B船の船体が橙色であり、本事故当時、波があったので、低い船体のB船が波間に見え隠れしてわかめ養殖施設の遠方の浮子と紛れていたのではないかと思った。 操縦者Bは、旗などの標識を掲げていなかった。 操縦者Bは、本事故発生の約3～4秒前に約10～15mに接近し

	<p>たA船に気付き、大声で危ないと叫んだ。</p> <p>船長Aは、操縦者Bが発した声には気が付かなかった。</p> <p>操縦者Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A船は、潮入崎地区東方沖を航行中、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、潮入崎地区東方沖で釣りをして錨泊中、操縦者Bが、見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付くのが遅れ、衝突直前に接近するA船に気付き、声を発したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、潮入崎地区東方沖において、A船が航行中、B船が釣りをして錨泊中、船長A及び操縦者Bが共に見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、ゴムボートやミニボートなどの小さい船も見落とすことがないように見張りを適切に行うこと。 ・停泊中も、接近する他船を早期に発見できるよう周囲の見張りを行うこと。 ・ゴムボートやミニボートなどは、乾舷が低く他船から見えにくいので、目印となる旗やレーダー反射板を掲げておくことが望ましい。